

生駒市条例第14号

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例

生駒市水道事業給水条例（昭和35年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「890円」を「840円」に、「1,290円」を「1,240円」に、「1,930円」を「1,880円」に、「5,030円」を「4,980円」に、「9,330円」を「9,280円」に、「15,630円」を「15,580円」に、「23,730円」を「23,680円」に、「35,930円」を「35,880円」に、「180円」を「173円」に、「205円」を「198円」に、「280円」を「273円」に、「340円」を「333円」に、「380円」を「373円」に、「135円」を「128円」に、「700円」を「693円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市水道事業給水条例別表第2の規定は、平成25年4月分以後のものとして徴収する料金について適用し、同年3月分までのものとして徴収する料金については、なお従前の例による。